

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	南九州市 新型インフルエンザ予防接種関係事務 基礎 項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南九州市は、新型インフルエンザの予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南九州市長

公表日

令和8年8月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	新型インフルエンザ予防接種関係事務	
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき策定された「南九州市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき実施する新型インフルエンザの予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法及び特措法による臨時の実施対象者把握 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種を受けたことによる健康被害の救済措置	
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	
2. 特定個人情報ファイル名		
予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の3 番号法第19条第6号(委託先への提供)	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]	
②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25, 26, 153, 154項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25, 153の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉健康課	
②所属長の役職名	福祉健康課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を移す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行う。 ・特定個人情報を含むUSBメモリは、決められた場所に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にやっている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限されている。 ・特定個人情報を移すUSBメモリは、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行っている。 ・USBメモリは、事務所以外の持ち出しはなく、決められた場所に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	国からの通知に基づくもの
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項 別表第一 10項, 93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号法の改正
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 115の2項	(情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2項,16の3項, 17項, 18項, 19項, 115の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 (情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2項,16の3項, 115の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	事後	番号法の改正
令和6年5月2日	I -5-①	健康増進課	福祉健康課	事後	
令和6年5月2日	I -5-②	健康増進課長	福祉健康課長	事後	
令和6年5月2日	I -1-②-④	④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。	④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和7年5月20日	I -1-②事務の概要	新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき策定された「南九州市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき実施する新型インフルエンザの予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法第6条及び特措法第46条による臨時の実施対象者把握 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種を受けたことによる健康被害の救済措置 ④新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	新型コロナウイルス等対策特別措置法の規定に基づき策定された「南九州市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき実施する新型インフルエンザの予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法及び特措法による臨時の実施対象者把握 ②予防接種履歴の管理 ③予防接種を受けたことによる健康被害の救済措置	事後	
令和7年5月20日	I -1-③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事後	
令和7年5月20日	I -3法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10項, 93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表 126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和7年5月20日	I -4-②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2項,16の3項, 17項, 18項, 19項, 115の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 (情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第二 16の2項,16の3項, 115の2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	(情報提供事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25, 26, 153, 154項 (情報照会事務) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 25, 153の項		
令和7年5月20日	II -1-いつ時点の計数か	令和6年5月2日時点	令和7年5月20日時点		
令和7年5月20日	II -2-いつ時点の計数か	令和6年5月2日時点	令和7年5月20日時点		
令和7年5月20日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業人としてのミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月20日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業判断の根拠	—	・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・特定個人情報を移す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行う。 ・特定個人情報を含むUSBメモリは、決められた場所に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和7年5月20日	IV リスク対策 9 監査	自己点検	内部監査	事後	
令和7年5月20日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年5月20日	IV リスク対策 11 当該対策は十分か	—	十分である	事後	
令和7年5月20日	IV リスク対策 11 判断の根拠	—	・健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限されている。 ・特定個人情報を移すUSBメモリは、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行っている。 ・USBメモリは、事務所以外の持ち出しはなく、決められた場所に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和8年7月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の2 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項 別表 126の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第67条の3 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の改正